

神戸大学法科大学院年次報告書(抄)
【平成25年度評価実施】

平成27年6月
神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻

1. 法科大学院の概要

(1) 設置者

国立大学法人 神戸大学

(2) 教育上の基本組織

大学・研究科・専攻名	神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻
開設年度	平成16年度

(3) 所在地

兵庫県神戸市

(注) 法科大学院(研究科・専攻)の所在地とし、都道府県、市町村名まで記入してください。(東京特別区の場合は区名まで記入してください。)

(4) 教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像

教育の理念及び目標、養成しようとする法曹像	現代のわが国における職業法曹養成に対する社会的要請に応えるために、特に質的に高い能力を有する職業法曹を送り出すことを目的とする。 すべての法曹に必要な基本的な知識と能力に加え、①基本的な法領域に関して深い知識と豊かな応用力を有する職業法曹、及び、②基本的な法領域に関する知識に加えていわゆるビジネス・ローを中心とした先端的法分野についての知識と能力を有する職業法曹の2種類の法曹の育成に重きを置いている。
-----------------------	---

(注) 各法科大学院が個別に定める教育の理念及び目標については、公表しているものを記入してください。

2. 教員組織

(1) 教員数

区分	専任教員				兼任・兼任教員
	専	実・専	実・み	合計	
教授	22(0)	1(1)	3(3)	26(4)	33
准教授・講師・助教	3(0)	0(0)	0(0)	3(0)	

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 括弧内には、内数で法曹としての実務の経験を有する者の人数を記入してください。
 3. 「専任教員」欄の「専」については法科大学院のみの専任教員数、「実・専」については実務家専任教員数、「実・み」については実務家みなし専任教員(年間6単位以上の授業を担当し、かつ、法科大学院のカリキュラム編成等の運営に責任を有する者)数を記入してください。

(2) 科目別の専任教員数

法律基本科目							基礎法律科実務	隣基接基礎科法目学	科目開・先端
憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法			
2	2	11	4	1	2	2	14	2	20

- (注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在で記入してください。
 2. 科目別に延べ人数で記入してください。

3. 教員課程及び教育方法

(1) 開設する授業科目数・単位数及び修了に必要な修得単位数

区分		開設授業科目							修了に必要な修得単位数	
		必修科目		選択必修科目		選択科目		合計		
		科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	科目数	単位数	
法律基本科目	公法系科目	5	(12)	1	(2)	0	(0)	6	(14)	左記の他 選択必修から4単位を取得。 左記のうち基準2-1-5のただし書きに該当する単位数4単位
	民事系科目	12	(35)	1	(2)	3	(6)	16	(43)	
	刑事系科目	5	(13)	1	(2)	1	(2)	7	(17)	
	その他	2	(2)	0	(0)	0	(0)	2	(2)	
法律実務基礎科目		5	(8)	11	(22)	0	(0)	16	(30)	10単位
基礎法学・隣接科目		0	(0)	8	(20)	0	(0)	8	(20)	4単位
展開・先端科目		0	(0)	35	(86)	0	(0)	35	(86)	12単位
その他		0	(0)	1	(2)	0	(0)	1	(2)	0単位
合計		29	(70)	58	(136)	4	(8)	91	(214)	100単位

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
3. 法律基本科目において、公法系、民事系、刑事系の3つの科目に区分できない授業科目については、法律基本科目の欄に「その他」を設けて記入してください。
4. 「修了に必要な修得単位数」欄の単位数のうち「合計」欄に記載されるものは、修了要件単位数になります。
5. 「修了に必要な修得単位数」欄の右欄には、基準2-1-5のただし書きに該当する単位数及び複数の科目区分から修得する修了に必要な修得単位数を記入してください。

(2) 開設する法律実務基礎科目

区分	開 設 授 業 科 目			修了に必要な修得単位数	備考
	授業科目名	単位数	必修・選択等		
法曹倫理	対話型演習法曹倫理	2	必修	2	
民事訴訟実務の基礎	対話型演習民事裁判実務	2	必修	2	
刑事訴訟実務の基礎	対話型演習刑事手続実務	2	必修	2	
法情報調査	不開設	-	-	-	入学時に法情報調査ガイダンスを実施
法文書作成	法律文書作成演習 I・II	各1	必修	2	
模擬裁判	民事裁判演習	2	選択	2	必修科目の法律文書作成演習I・IIと併せて4単位修得が必要
ローヤリング	ローヤリング	2	選択必修		
クリニック	不開設	-	-		
エクスターんシップ	エクスターんシップ	2	選択必修		
公法系訴訟実務の基礎	公法系訴訟実務基礎 I・II	各2	I:選択必修／II:選択		
その他	実務刑事法総合	2	選択		
その他	対話型演習総合法律	2	選択		
その他	刑事裁判実務	2	選択		
その他	ワークショップ企業内法務	2	選択		
その他	R&Wゼミ刑事実務	2	選択必修		他のR&Wゼミ科目と併せて2単位
その他	R&Wゼミ企業法務	2	選択必修		

- (注) 1. 本文書作成年度に入学した学生に適用されるカリキュラムについて記入してください。「開設授業科目」欄には当該年度に開講されていない授業科目(不開講、隔年開講等)も含めてください。
2. 開設していない区分については、「授業科目名」欄に「不開設」と記入し、「単位数」欄、「必修・選択等」欄及び「修了に必要な修得単位数」欄に「-」を記入してください。
3. 法情報調査及び法文書作成については、当該教育内容を授業科目ではなく、ガイダンス等の方で指導を行っている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
4. 「その他」欄には、上記区分に該当しない授業科目を、適宜行を追加して記入してください。

※（1）又は（2）において、前年度に入学した学生に適用されるカリキュラムと比較して、変更がある場合は、変更内容を以下の枠に記入してください。

区分	平成27年度	平成26年度	変更内容
法律基本科目	「行政法基礎」 (未修者コースのみ必修科目、2単位)	「行政法基礎」 (未修者コースのみ必修科目、3単位)	単位数変更
	「刑事手続法」 (未修者コースのみ必修科目、3単位)	「刑事手続法」 (未修者コースのみ必修科目、4単位)	単位数変更
		「裁判・行政の基本構造」 未修者コースのみ自由選択科目、2単位	廃止
	「法解釈基礎Ⅰ」 (未修者コースのみ必修科目、1単位)		新規開設
	「法解釈基礎Ⅱ」 (未修者コースのみ必修科目、1単位)		新規開設
	「対話型演習家族法」 (必修科目、2単位)	「対話型演習家族法」 (自由選択科目、2単位)	必修化
法律実務基礎科目			
基礎法学・隣接科目			
展開・先端科目			

- (注)1. 当機構の定める法科大学院評価基準上の科目区分で記入してください。
 2. 「平成〇年度」欄及び「平成(〇-1)年度」欄には、変更のあった授業科目名、必修・選択の別、
 単位数を記入してください。
 3. 「変更内容」欄には、新規開設、統合、廃止、名称変更、単位数の変更や必修・選択の別の変更、
 その他変更のあった内容を記入してください。

(3) 授業時間等の設定

区分	講義	演習	実習	その他
1単位当たりの授業時間	15時間	15時間	45時間	
1年間の授業期間	4月6日～2月5日 夏期休業期間：8月8日～9月24日（授業予定表上は9月30日までだが、授業回数確保のため9月25日から後期授業開始） 冬季休業期間：12月26日～1月3日（授業予定表上は12月25日からだが授業回数確保のため、12月25日は授業を行う）			
各授業科目の授業回数(単位) (集中講義は除く)	15回(2単位)			

- (注) 1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。
 2. 「その他」欄には、複数の授業形態を組み合わせている授業科目の授業形態の種類及び1単位当たりの授業時間を記入してください。

(4) 履修登録単位数の上限

区分	単位数	備 考
1年次	40	解釈指針3-3-1-1(1)に該当する措置がとられている。 憲法基礎(4単位)、行政法基礎(2単位)、民法基礎I(4単位)、民法基礎II(4単位)、民法基礎III(5単位)、民事訴訟法(4単位)、会社法(4単位)、刑事実体法I(4単位)、刑事実体法II(2単位)、刑事手続法(3単位)、法解釈基礎I(1単位)、法解釈基礎II(1単位)
2年次	36	
3年次 (最終年次)	44	

- (注) 1. 長期履修については、適宜行を追加して記入してください。
 2. 解釈指針3-3-1-1(1)又は(2)に該当する措置がとられている場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。また、(1)に該当する措置がとられている場合には、対応する授業科目名及び単位数を「備考」欄に記入してください。

4. 成績評価及び課程の修了

(1) 成績評価の基準

区分	内 容				備 考
成績のランク分け 及び各ランクの分布 の在り方	秀	90 点 ~	100 点	成績評価対象者数の 10%以内	神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の成績評価基準に関する細則により以下の例外を定める。 成績評価対象者が20名以下の科目、1年次のみの配当科目、R&Wゼミ科目は例外
	優	80 点 ~	89 点	秀と合わせて成績評価対象者数の30%以内	
	良上	75 点 ~	79 点	秀及び優と合わせて成績評価対象者数の60%以内	
	良	70 点 ~	74 点		
	可上	65 点 ~	69 点		
	可	60 点 ~	64 点		
	不可	0 点 ~	59 点		
成績評価における 考慮要素	期末試験、中間試験、随時の小テスト、レポート、平常点等、科目ごとに設定され、学生に周知されたもの。				

(注)1. 各欄については、本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

2. 規則等で例外等を定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

(2) 成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置等

区分	具体的措置
成績評価についての説明を希望する学生への説明の機会の設定	成績評価に不服のある学生には、成績通知書の交付から1週間以内に、教務係に文書によって、採点基準に照らした不服の理由を示した上で、その旨を申し出ることができることとしている。そして、学生からの不服申立てがあった場合には、授業担当者は、当該学生に対し成績評価の説明をしなければならず、また、その結果を実務法律専攻長に報告しなければならないとされている(法学研究科専門職学位課程学生の成績評価不服申立てに関する内規)。
教員間における各授業科目の成績評価に関するデータの共有	専攻会議において、随時、各教員に対する成績評価基準の周知徹底を図ると共に、当該学期における各科目の成績評価の分布に関するデータを専攻会議において配布・公表し、全教員において、その情報を共有し、相互検証を通じて、成績評価の分布の透明性を高めている。

(注) 上記2区分以外に成績評価の基準にしたがった成績評価が行われるための措置がとられている場合には、適宜行を追加して記入してください。

(3) 成績評価の結果に係る必要な関連情報の告知方法

区分	具体的措置
成績評価の基準 (採点のポイント等)	成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する一般的な方針は、学生便覧に記載され、学生に周知されている。期末試験、中間試験、随時の小テスト、レポート、平常点等の成績評価における考慮要素及びその比重については、講義要綱に記載するなどの方法により、学生に周知されている。採点基準や講評等については、学内限定のウェブサイトに掲載する方法により、周知されている。採点済み答案(の写し)は、学生個人に返却する機会を設けている。
成績分布データ	学内限定のウェブサイトに掲載するなどの方法により、学生に周知されている。

(注) 上記2区分以外に成績評価結果とともに学生に告知される必要な関連情報があれば、適宜行を追加して記入してください。

(4) 期末試験（本試験）・再試験・追試験

①制度の有無及び受験資格

区分	制度の有無	受験資格	備考
期末試験 (本試験)		特になし。	
再試験	無		
追試験	有	<p>「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の追試験に関する内規」</p> <p>第2条 授業科目の試験に欠席した者は、次の各号に該当する理由により試験を欠席した場合に限り、当該授業科目の追試験を受験することができる。</p> <p>(1)「神戸大学大学院法学研究科専門職学位課程学生の忌引に関する内規」に定める忌引</p> <p>(2)病気や怪我で入院を伴うもの</p> <p>(3)公共交通機関の運休または大幅な遅延</p> <p>(4)その他止むを得ない理由で(1)ないし(3)に準じるもの</p>	

- (注) 1. 再試験、追試験の制度がある場合は「制度の有無」欄に「有」、制度がない場合は「無」と記入してください。
 2. 「受験資格」欄は規則、学生便覧の記載をそのまま記入してください。
 3. 再試験又は追試験において、成績評価基準等について期末試験（本試験）と異なる取扱いを定めている場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

②実施方法における配慮等

具体的措置
試験科目が特定日に集中しないための配慮や、同一授業科目で受講クラスによって差が出ないための担当教員間における協議、採点時における受験者の匿名性を確保する措置を講じるなど、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

(注) 本文書作成年度の5月1日現在で、法科大学院として定めている一般的な方針を記入してください。

(5) 修了要件

標準修業年限 (長期履修)	3年 (年)
単位数	100単位
GPA※	無(ただし、第1年次については、第1年次配当の必修科目のGPAが1.5未満、第2年次については、第2年次配当の必修科目のGPAが2.0以下のときは進級を認めないという進級基準を設けている)
修了試験	無

(注)1. GPAを修了要件としている場合は、「GPA」欄に具体的内容を記入し、修了要件としていない場合は、「無」と記入してください。

2. 修了試験制度がある場合は「修了試験」欄に具体的な内容を記入し、制度がない場合は「無」と記入してください。

※ (5)においてGPA制度を設けている場合は、GPAの計算方法について以下の枠に簡潔に記入してください。

計算方法: 対象科目の7段階の成績評価に対応して、当該科目に次のグレード・ポイント(GP)を付与して算出する1単位あたりの評定平均値をGPAとする。

- (1)秀(90~100点) GP 5
- (2)優(80~89点) GP 4.5
- (3)良上(75~79点) GP 4
- (4)良(70~74点) GP 3
- (5)可上(65~69点) GP 2
- (6)可(60~64点) GP 1
- (7)不可(0~59点) GP 0

(6) 修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数

区分		法律基本科目の単位数	法律基本科目以外の単位数	修了要件単位数	修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率	備考
単位数	法学未修者	62	32	100	0.32	4
	法学既修者	28	32	66		

- (注) 1. 「法律基本科目の単位数」、「法律基本科目以外の単位数」(修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数)及び「修了要件単位数」欄については、修了に必要な単位数を記入してください。
2. 「法律基本科目の単位数」欄については、基準4-2-1(3)のただし書きに該当する単位数は含めないでください。なお、基準4-2-1(3)のただし書に該当する単位数がある場合は、その単位数を「備考」欄に記入してください。
3. 「修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数の率」欄には、修了要件単位数に占める法律基本科目以外の単位数を修了要件単位数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第4位を切り捨ててください。(例:修了要件に占める法律基本科目以外の単位数が33単位、修了要件単位数が93単位の場合には、 $33 \div 93 = 0.35483\cdots \approx [0.354]$ となります。)

(7) 入学後の修得単位、入学前の修得単位、法学既修者認定単位の取扱い

区分	取扱い
入学後の修得単位	教授会が認めるときは、30単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる(法学研究科規則22条4項)。
入学前の修得単位	実務法律専攻会議が認めるときは、30単位を限度として、修了要件単位数に充当することができる(法学研究科規則23条2項)。
法学既修者認定単位	法学既修者コース入学者には、法律基本科目のうち7科目34単位を修得したものと認定している。
十分な実務経験を有する者の取扱いの取扱い	特になし。

(注) 「取扱い」欄には、規則等に定められている内容を記入してください。

5. 入学者選抜

(1) アドミッション・ポリシー

次のような学生を求める。①自然科学、人文科学、または実定法学以外の分野の社会科学について十分な知識と能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力、理解力、分析力、表現力)と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。②高度な能力を持つ職業法曹となるために必要な実定法学についての基礎的な知識と能力を有し、基礎法学、政治学等を含めた社会科学分野、または自然科学、人文科学に関する豊富な知識と能力、及び強い学習意欲を備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。③豊かな社会経験とそれを実務法律専攻における学習に結びつける能力を有し、高度な能力を持つ職業法曹となるための基礎的学力(読解力、理解力、分析力、表現力)と強い学習意欲とを備え、かつ、国際化が進展する今後の法的環境に対応しうる能力を有する学生。

(2) 入学者選抜方法

区分	入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等
法学未修者	第1次選抜試験と第2次選抜試験によって実施している。第1次選抜試験については、法科大学院全国統一適性試験の成績、大学の成績証明書等の書類審査によって行っている。第2次選抜試験については、法学未修者において小論文試験及び面接試験(平成27年度入試より導入)、法学既修者において法律科目試験を課している。
法学既修者	法学既修者コースを受験し、合格することにより、法学既修者として認定する。法学既修者は、在学期間が1年間短縮されるとともに、34単位が認定される。認定される34単位は、法律科目試験を行う7科目(憲法、行政法、民法、刑法、会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法)に対応する科目で、本法科大学院の未修者第1年次に配当されている授業科目の分野に対応する。

- (注) 1. 本文書作成年度に実施する入学者選抜について記入してください。
 2. 入学者選抜の実施方法、選考上の考慮要素、配点基準等について公開されているものを簡潔に記入してください。

(3) 入学者選抜の実施状況

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
入学定員	80(未修:20人 既修:60人)	80(未修:25人 既修:55人)	80(未修:25人 既修:55人)	80(未修:25人 既修:55人)	80(未修:25人 既修:55人)
志願者数	485	462	568	758	854
受験者数	431	400	502	723	809
合格者数	186	198	197	201	205
競争倍率	2.31	2.02	2.54	3.59	3.94
入学者数	79	77	84	84	85
入学定員超過率	0.98	0.96	1.05	1.05	1.06

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去5年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「入学定員」欄には、法学未修者と法学既修者を分けて募集している場合、入学定員に括弧書き
でそれぞれの募集人数を記入してください。(例: 入学定員30人(未修:20、既修:10))
 3. 「競争倍率」欄には、受験者数を合格者数で割った値を記入してください。
 4. 「入学定員超過率」欄には、入学者数を入学定員で割った値を記入してください。
 5. 「競争倍率」欄及び「入学定員超過率」欄については、小数点第3位を切り捨ててください。
 (例: 合格者数が90人、受験者数が250人の場合の競争倍率は、 $250 \div 90 = 2.777\cdots \approx 2.77$ となります。)

(4) 適性試験の運用方法

①合格者における適性試験の平均点及び最低点

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
合格者における 適性試験の平均点	未修:198.0 既修:211.8	未修:204.9 既修:198.9	未修:205.2 既修:213.1
合格者における 適性試験の最低点	未修:154.0 既修:158.0	未修:162.0 既修:141.0	未修:150.0 既修:153.0

- (注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。
 2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。

②入学者選抜における適性試験の取扱方針

平成27年度入試(平成26年11月実施)においては、第一次選抜を実施し、法科大学院全国統一適性試験の成績が本学の設定する最低基準点(平成27年度入試においては151点)に達しない出願者は、第一次選抜において不合格とされた。

- (注)1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。
 2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。

(5) 入学者選抜の改善

平成27年度入試(平成26年11月実施)において、従来未修者コースにのみ認められていた「3年次飛び入学」(学部に3年以上在籍し、所定の単位・成績を修得している者の法科大学院への入学を認める制度)を、既修者コースにも認めることとする、またその要件を緩和する、未修者コースと既修者コースとの併願を認めることとする、未修者コースの入試において簡易な面接試験を実施する、未修者コースの筆記試験(小論文)の試験時間を短縮する、既修者コースの筆記試験の出題範囲を限定し、試験時間を短縮するとともに日程を2日から1日に短縮する、などの大幅な改革を実施した。今年度以降もこれを継続して行く予定である。

- (注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。

6. 修了者の進路及び活動状況

(1) 法学未修者

区分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
標準修業年限での修了者数	16	11	18
修了率	0.59	0.42	0.75
司法試験出願者数	19	12	21
司法試験受験者数		12	31
司法試験合格者数		0	9
その他の特徴的な進路		なし	なし

(2) 法学既修者

区分	平成26年度	平成25年度	平成24年度
標準修業年限での修了者数	47	45	46
修了率	0.83	0.78	0.77
司法試験出願者数	57	53	48
司法試験受験者数		53	69
司法試験合格者数		27	31
その他の特徴的な進路	国税庁(1)	企業(1)	なし

- (注) 1. 「標準修業年限での修了者数」欄については、本文書作成前年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。なお、長期履修制度を利用して修了した者は含めないでください。
2. 「修了率」欄には、「標準修業年限での修了者数」を当該学年の入学者数で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:修了者数が38人、入学者数が41人の場合には、 $38 \div 41 = 0.9268\cdots \approx 『0.92』$ となります。)
3. 「司法試験出願者数」欄については、当該修了年度の修了生のうち、司法試験に出願した者の数を記入してください。
4. 「司法試験受験者数」欄については、「司法試験出願者数」のうち、司法試験を受験した者の数を記入してください。
5. 「司法試験合格者数」欄については、「司法試験受験者数」のうち、司法試験に合格した者の数を記入してください。
6. 「その他の特徴的な進路」欄には、法曹三者以外に、国家・地方公務員、企業法務関係等、修了者の進路で特徴的なものがあれば、把握できている範囲で、それらの進路ごとにその人数を記入してください。

(3) 司法試験合格率

区分	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度
司法試験出願者数	161	153	161	154	167
司法試験受験者数		143	125	131	148
司法試験合格者数		44	46	60	69
司法試験合格率		0.30	0.36	0.45	0.46

(注)1. 該当年度に実施された司法試験の受験状況について、本文書作成年度を含む過去5年度の状況を、5月1日現在で記入してください。

2. 「司法試験合格率」欄には、当該年度の「司法試験合格者数」を「司法試験受験者数」で割った値を記入してください。なお、端数については、小数点第3位を切り捨ててください。(例:合格者数が22人、受験者数が43人の場合には、 $22 \div 43 = 0.5116\cdots \approx 0.51$ となります。)

7. 自己点検及び評価

(1) 自己点検及び評価の体制

担当組織	評価・FD委員会、法科大学院運営委員会、法科大学院教務委員会、教育改善WT
評価項目	「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」及び「修了者の進路及び活動状況」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。
自己点検・評価書の公表年・月	平成27年3月(ファカルティレポート10)
自己点検・評価書の公表方法	紙媒体で印刷・製本したものを頒布するとともに、法学研究科ウェブサイトに全文を掲載

(注)1. 担当組織及び評価項目については、本文書作成年度の5月1日現在の、自己点検及び評価の実施体制及び評価項目を記入してください。

2. 「自己点検・評価書の公表年月」については、作成・公表された直近の自己点検・評価書の公表年・月(表紙等に記載の上梓日等)を記入してください。